議　案　第　２８　号

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和５年２月２０日提出

摂津市長　森　山　一　正

提案理由

出産育児一時金の額、国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

摂津市国民健康保険条例（昭和４４年摂津市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「４０８，０００円」を「４８８，０００円」に改める。

第１５条第１項第１号中「１００分の８．４４」を「１００分の８．９４」に改め、同項第２号中「３１，０３８円」を「３３，３４５円」に改め、同項第３号ア中「３１，３０２円」を「３３，２４７円」に改める。

第１５条の５中「６３０，０００円」を「６５０，０００円」に改める。

第１５条の５の５第１項第１号中「１００分の２．６６」を「１００分の２．９７」に改め、同項第２号中「９，４２６円」を「１０，５８４円」に改め、同項第３号ア中「９，５００円」を「１０，５７４円」に改める。

第１５条の５の１０中「１９０，０００円」を「２００，０００円」に改める。

第１５条の９第１項第１号中「１００分の２．４８」を「１００分の２．６１」に改め、同項第２号中「１８，３０６円」を「１９，５５２円」に改める。

第２０条第１項中「６３０，０００円」を「６５０，０００円」に改め、同項第２号中「２８５，０００円」を「２９０，０００円」に改め、同項第３号中「５２０，０００円」を「５３５，０００円」に改め、同条第３項中「６３０，０００円」を「６５０，０００円」に、「１９０，０００円」を「２００，０００円」に改め、同条第４項中「６３０，０００円」を「６５０，０００円」に改める。

第２０条の５第２項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第１９条第３項

に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

第２４条中「６箇月」を「６か月」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、改正後の摂津市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第７条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　新条例第１５条第１項、第１５条の５、第１５条の５の５第１項、第１５条の５の１０、第１５条の９第１項及び第２０条の規定は、令和５年度以後の年度分の保険料について適用し、令和４年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。